

Title	分業と専占
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.6 (1922. 6) ,p.741(1)- 753(13)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ねば分業が出来ず、分業が出来なかつたらば専占は行はれ難いのであつて、分業と専占とは多くの場合に於て一つの事の両面を夫れ、別の言語を以て言顯はしたものに外ならざるが如し、分業が社會の發達の一大要件として取扱はるゝならば専占も亦ソレと同じく社會の發達の要素であると云はるゝのであらう、故に余は茲に此の問題を掲げて歴史的に研究を試みんとするのである。

分業は我々日本國民の祖先がいと古き神代より明確に行ひつゝあつて、神代記の記事に徴すれば其の時代の模様の一斑を推測し得らるゝであらう、今茲に最も著明なるもの、事例を示して見れば、この當時に於ける神々は諸業諸職皆夫れ

専門的に分掌して、各々その商賣を専占し居たるものである、例へば農業は天照大神、豐受大神、保倉神、倉稻魂命、高産靈神、大地主神、大歲神、以上五柱の神々に於て擔任せられ、商業にては大國主命、少彥名命、事代主命の三柱の神は萬屋を専業とし、大物主命、木花開耶姫命の二柱は酒屋を營業とし、工業は大工に手置帆負命、彦狹知命あり、鍛冶には天目一神、石凝姥神、陶工には椎根彥命、弟狛命、土師宿禰あり、鑄工は天糠戸神、竹工は潮土老翁、織屋は天棚機神、染工は沼河比賣命にして、大山祇神は

炭焼を専業とし、獵師には山幸彦神及海幸彦神あり、又船乗には素盞鳥尊、五十猛命、綿積神、住吉神あり、其他武家には武甕槌神、經津主神、倭建尊、宇麻志麻治命あり、又大巳貴命は醫者の専業であつたなどの事なるが、コレが我國に於ける職業分け即ち緩るゝ意味に於ける分業の濫觴であつたのであらう。

古い公けの官職と私の家業との間に何等の區別もなく皆一つに混同して居つたものである、公私の區別が判然と分化して公けの官職と私の家業とが分かるゝ様になつたのは家族より種族に進み種族より國家に進むと云ふ様に一般社會が發達して來た時代の現象にして實は比較的近世の區別である、メーランド教授は曾て我々が封建主義と稱するもの、眞面目は公法と私法との區別を否定するにありと云はれたることありしが (Collected Papers. vol. II. 86.) 洵にその通りで封建時代ですら尙斯くの如く公私の區別は全く立たなかつたのである、現に徳川時代に於ては將軍及大名の家中の事は總て公私混亂であつて家老、年寄、手代など云へる役目は國家の公務も一家の私事も更らに區別なく、一緒に取扱ひ來つたのであるが、是等の無差別は遠く古代に溯れば溯るだけ益々混同してツツト大古に至れ

ば全然一つに歸して、公私共に何等の差別を見なかつたのである、故に神代に於ては八百萬の神々たち皆各々その專業あつて公私の區別などは一切之れなく、各々その特殊の仕事を担当して經營し居られたものであらうと思はる。

一體今日世俗に職業と稱することは廣い漠然たる意義を有する言葉であるが、其の實職業とは「ツカサ」と云ふことにて職も業も司^{つかさ}とる「ワザ」を指すことであらう、而してこの「ツカサ」と云ふものは其の性質上何れも専^{せん}職^{しやく}のもので、今日の言葉を以て解釋すれば職務職制は夫れく相當の權限ありて自ら其の權限を侵すことが出來ないと同時に他人の職務内の事に干渉することも許されないのである、故に職務と云ひ職業と云ふも皆エクスクルーシヴ(排他的)の意義を有する言葉であつて、元來は言葉ソレ自身が専占の意義を含んで居つたことは歴史の證明する所である。

我が日本の歴史に徴すれば家職即ち家々の職業は何れも其の氏の職業にて氏とは一説には生血^{うみち}の義なりと云ひ、又生地^{うまれち}の省略なりとも云ふものあれども、栗田寛氏は拾芥抄の説を取り、氏は内の謂にて、一家の内なりと云ひ、左傳疏に氏猶家也

とあると同一の意義なるべしと述べられしが(氏族考卷上八頁果して此の説の如くなれば氏の職業は家職又は内職であつて其の家々に傳へたる專業なることは明かである、後世内職と云ふことは本職の暇を偷んで私かに營む仕事を稱するところ、なれるも元來は内職とは其の家々に傳へたる本職を稱するのである、例へば矢作連、弓削宿禰、土師連、石作連、笠縫連、倭鍛冶、韓鍛冶、其他畫師、藥師等皆一種の官職にて而かも其の家々の專業であつたのである、氏族考に「古へは氏々の職業各々定まりて世々相繼で仕へ奉り」云々と云つて居らるゝは即ちその事である。

又品部の民、道師など稱へたるは一方より見れば一種の平民にして其の職は銘々の私業の様なれども、又他の一方より見れば明かに國家の官吏であつて、各々其の公職を行つて居つたのである、品部の民は種々の技藝工職を以て朝廷に使役せられて居つたもので、其の實は今日の諸官衙に雇はれて居る職工の類であつたかも知れないのである、昔は是等も亦官職の如きもので矢張その家々の專業として、一定せられて居つたのである、道師は「ミチノシ」と訓み、道は諸道即ち諸藝諸職の道にて師は栗田氏の説では師匠の師にはあらずして「爲」の義なりと云はるゝもソレ

は如何があるべきか、余の考にては師匠の師にても通ずるのみならず、却つて其の方が穩當なるべしと思はるゝも、ソレは且らく別問題となし、兎に角道師は諸道の上手たる美稱にして其の道(其の技藝)の黒人と云ふことであらう、例へば刀研ぎを研師と云ひ、壁塗を塗師と云ふの類なるべし、今日現に細工師、鑄掛師、表具師、建築師、受負師、相場師、理髮師、寫真師等多く師の名稱を存するは古の「道の師」より出たる美稱にして、其の當時は一種の官名であつたのである。

又昔は刀鍛冶、若くは鏡工等に何の守何の椽と號するものあり、又菓子屋、白粉屋、附子の粉屋、紅屋等にも往々斯る名稱を付し、菓子屋の舊家には今に何々大椽など稱するものあり、淨瑠璃語り、其他の藝人に播磨大夫、攝津大椽等の官名を稱し、又遊女(白柏子)にも大夫を稱するもの少なからず、朝鮮には合併當時まで官妓なるものあり、是れは段々後世になつて、其の制度、頽廢紊亂して王家、攝家其他の縉紳家若くは幕府の官吏(京都所司代)の如きもの(等)が私に其の緣故に依り若くは相當の手續料を徴して右等の如き古き官名を濫授したるに過ぎざるも、ソレでも猶是等のものは矢張その家々の專稱であつて、他人は猥りに之を稱號すること能はず、自ら專

占の意義を含んで居つたのである、故に喜田川季莊は其の著「守貞漫稿」(本書は天保嘉永年間の著作なれども近年國學院大學に於ては近世風俗志と改稱して出版す)に於て、是は縉紳家より許を得て如此也故に數人あることなく一時一二人也云々と述べ、大夫など稱へたるものは其の數頗ぶる多く、段々後世になりては遂に何人よりの准許もなくして、肆まゝに之を稱することゝなりたるも、元來は公けの官稱であつて、余が所謂廣き意味に於ける専占の性質を有して居つたことは疑ふ可らざる事實であらう。

往古民間の總ての職業(諸道のこと)が官職に類する専占的のものなりしことは唯だ我が日本に限りたることにあらず、支那に於ける周官の職制を見れば其の事洵に明白にして一點の疑を存するの餘地なきが如し、周官なるものが現存の如き秩序井然たる形式のものとして古代に實行されたるものなるや否、又其の作者(王制を制作したる人)が周公にあらずして漢儒の僞作若くは變造に出でたるものなるや否は余の如きものゝ知る所にあらずるも、支那の太古に於て現存の民業が多く國家の公職であつて、矢張日本の昔時と大體異りたることなかつたことは周官

を一讀すれば略々推定し得らるゝのである、即ち周官即ち王制の作者は何人であつてもその内容の大部分は其の作者が頭腦より案出したる空想にあらずして、實際に行はれたる事實に基きたるものなることは恐らくは何人も否認し得ざる所なるべしと思はる、勿論社會の進歩に従ひ諸職分化の手續の行はるゝに至つては國家は唯々其の民業を監督するに止つて、一家の私事と國家の公務との間に段々區別を生ずることゝなりたるも、周の官制を見ればその當時に於ては明かに此等の區別なくして家業即ち官職であつたことは想像に難からざるのである。

而して斯くの如きは嘗た日本や支那のみでなく、印度に於ても同じ事であつて Carl Bueher は其の著「工業進化論」に於て印度の例を引き陶器師、靴師、床屋等が何れも自分の私利私益を目的としたる自由職人にあらずして社會の公吏であつた事を記述し居ることは同書を一讀したるものゝ記憶に存する所なるべきが、此の點に就ては Henry Maine (Village Communities) Baden-Powell (Land-Systems of British India) 等印度の土地制度に關する最高威權者が皆既に此の事實を認めて居るのである、又夫の Paul Lafargue (カール・マルクスの女婿)は「所有權發達史」に於て矢張印度の事例を引

き「同國の村落自治體に於ては織物師、鍛冶、舞踏師等は學校教師などゝ共に皆其の村の公吏であつて住家食料費等一切其の村の公費より支辨せられ、又田地をも分配されてソレを村民が耕作してやつて居る」云々(英譯本九二頁)と記るして居るが、勿論此の通りの事實であつたに相違あるまい。

顧みて歐洲の歴史を瞥見すれば又中世紀前後に、同一の事實が行はれて居つたことは明かである、米國の Adams Brown の云ふ人が曾て Political Science Quarterly に掲げたる「第四世紀に於ける工業の國家管理」と題する論文中に左の一節あり、

四世紀に於ては人間の地位(職業)は最早自分の撰擇では定められなく、生れ付きの身分に依て極めらるゝのである、是れは社會の總ての方面に於て同じ事であつたのである、セネーターの子は父の榮職を繼いでセネーターたり、將軍の子は將軍たり、農家に生れた者は農民たり、建築師、大工、鍛冶、石工、鑄物師、木挽、陶工、織屋等世襲の家業として同業組合の規範を脱することは出来なかつたのである、若し自分の家職を棄て、逐電する者あらばドコまでも追究搜索せられて處罰を免かるゝことは出来ない、其の人々の職業はシカリ一定されて居つて如何なるこ

とありとも、國家は轉業などを許さなかつたものである云々(第二卷四九四頁) 余の記憶する所では Montesquieu も亦昔し諸職業皆官職であつたことを記述して居つたようであるが、ソレは兎に角諸職に公私の區別が立ず、家職即ち官職、公務即ち民業であつた時代のあつたことは、洋の東西を問はず、何くも同様であつて、その時代には家々の仕事は各々專業で一種の特權の如きものであつたのである、大工が壁を塗り、左官が柱を立て、農が商店を開らき、商が農業に従事するが如きは絶対に禁止せられて諸職の間には儼然たる分業が行はるゝと同時に各々其の家業に於いては専占權を有して他人の競争侵害を許さなかつたのである。

さてソコで此の職と云ふ字は有職(ゆうしき)の職にて「シキ」とも訓むのである、然るに職の字は何れの頃よりか式の字を代用することゝなり、例へば株職と書くべき所を株式など、使用することゝなつたのである、余は文字の釋義は知らざれども、或は職式の音通であるか、若くは又職の字の省書なるか、職の字の作りの戩を省書して式に略したか、古人に斯る實例も多ければ或はソクなことかとも考へらるゝが、兎に角職と式とは同じことで共に其の家々の「ツカサ」にて専占的の家業(生産と云ひ職

業と云ふ皆同一意義の言葉である)を指したるものであらう。

又位(くら)は官職、家職、氏の職の定まつた位置即ち「アリドロコ」を云ふのであつて「くら」とは其の「アリドロコ」で「居ます所」と云ふのであらう、故に單に位(くら)と云ふだけでは上下の階級の意義はなく、只だ「くら」即ち人に就て云へば其の人の「居ます所」を指すに過ぎざるが如し、夏山雜談の著者小野高尙は「くら」とは「座居」の義なりと解釋して居るが、小中村博士も亦此の義を取つて坐席の事と解釋せらる、例へば天子の「います一段高き所を御座(みくら)と云ふ、即ち座居(くら)を意味するのは何人も承知のことであらう、然らば商業の座例へば鎌倉時代の七座(絹座、炭座、朱座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座)を始めとし、徳川時代に於ける金銀座、錢座、銅座、鹽座、酒座、檜物座、材木座、其地あらゆる諸座の座とは如何なることかと云へば、ソレは或る一定の人(一個人又は數人の組合)が占有して他人を排除する席位を云へる言葉であつて、商品を貯藏するなど云ふことには直接の因果關係なきのみならず、其の商品などを貯ふる所を「くら」と云ふは矢張り物品の「置き所」より出でたる稱呼であつて、倉庫の「くら」は矢張座商の座と同じく位(くら)より起原したる言葉なることは余の辨を待た

ざる所であらう、専占權を有する組合員の權利即ち株式を座席の意に稱呼することは歐洲中世紀のギルド組合員の株式も亦 Seat (Sedes) 即ち座と稱したる事實に徴しても明白である、専占の權を座と云ふは座は或る者が既に之に占據するときは當然他人は其の場所に占據すること能はざるの意にて、即ち exclusive の言葉である、故に座と云へば座その物に専占の意義を含有することは勿論のことであつて、職業(ツカサ)を有する者が一定の位即ち座席を専有して、そのツカサに與かる以外のものをエクスクルーード(排除)したるは寧ろ當時のことであつて、今日の官職にある者が其職責内の事務に於て外間の侵害を許さざると同一のことであると云はねばならぬ。

果して然りとすれば中世紀以後に残存したる座商の専占制度は大古に於ける分業の形式をかたちづくる「氏の職業」の遺俗にして、座若くはギルドそのものに特有のものでも何でもないのである、座は位である、位は職業ツカサの「アリドロ」であつて、銘々に之を分掌して、他人をエクスクルーードすることなれば、分業と専占とが是等のアラユル制度を解決するの鎖鑰である、字典に職の字を解してワカツ「分

也、モツバラ(專)也、クラヒ(品秩)也とある、即ち分業、専占、位、座と云ふことは皆家職(氏の職業)に關聯する言葉なれば職の字の史的の意義が明確にわかつたならば、此の問題の大部分は自ら解決するであらう。